

第5期消費者基本計画（素案）への意見

（意見）消費者法制度の再編・拡充と現在の悪質商法に対応する法改正を平行して実施することを明記すること。

（理由）消費者の脆弱性を正面から捉えた消費者法制度の再編・拡充に期待する。だが、実現には一定の時間が要することも想定される。その間に、現行法をすり抜けている悪質商法等による消費者被害の継続・拡大を放置してはならず、現在の悪質商法に対応する個別の法改正を適宜実施すると明記することを求める。

特に、内閣府消費者委員会も規制を求める意見を提出している SNS・チャットを利用した勧誘について、素案では「調査及び法執行」という記述にとどまっている。訪問販売・電話勧誘販売については「法執行の強化」だけである。マルチ商法については「必要に応じて予防策を含む対策の有効性を検討」とあるが、これらの取引・勧誘形態はどれも継続的に被害を生んでいることを受け止め、特定商取引法の改正を第5期計画期間中に取り組みとの明記を求める。

また、製造物責任法についても「海外の法制やデジタル化の影響について調査・研究」とあるが、改正に取り組みとの明記を求める。

（意見）地方消費者行政を後退させないために、これまでの枠組みを超えた対策を打ち出すこと。

（理由）素案において、地方消費者行政が消費者政策の基盤であり、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される体制をユニバーサルサービスとして全国的に維持・拡充するとしていることを強く支持する。だが現状は、地方財政が一般的に厳しさを増す中で、消費生活相談員の確保が困難になりつつあるとともに、国が10割交付していた推進事業交付金の活用期限が2025年度（小規模自治体は2027年度）で終了することで、後退する懸念に直面している。

この点につき、素案にも「消費生活相談員の担い手確保のための事業を計画的に実施」、「自主財源の拡充を促進するとともに、地方消費者行政強化交付金をこれまでの成果等を踏まえつつ、地方消費者行政を取り巻く課題に適切に対応できるものに見直し」との記述はあるが、従来の枠組みにとどまる施策で解決することは困難に思われる。

消費生活相談員については業務内容に相応しい契約として確立しなければ担い手確保は困難であり、雇用形態まで踏み込んだ対策の検討、実施を求める。

財源については、現実を直視し、推進事業交付金の終了による地方消費者行政の後退を生じさせないための対策を早急に確立することを求める。同時に、相談業務が国の政策立案や法執行を支える重要な情報収集を担っていることに着目して相談情報入力などを法定受託事務化することなど、従来の枠組みを超える恒久的な財源措置についても、具体的な検討に踏み出すことを求める。

また、市区町村等（政令市を除く）では消費者行政担当事務職員の約 9 割が兼務で、兼務割合 10%が 5 割、兼務割合 30%以下合計では 8 割を超える。この状況で、消費者行政を積極的に取り組む地方自治体を広げていくことは困難である。中小規模自治体においても専任事務職員の配置を促すために、地方交付税交付金の算定基礎での配置人数を増やし、それを配置人数の基準（目安）として提示するなど、財政措置の拡大を含めた国の対策を求める。

この間、示されてきた地方消費者行政強化作戦については、国と地方自治体がともにめざす目標数値として引き続き策定することを求める。

（意見）地域の実情を踏まえた見守り活動の促進を強化する方向性を打ち出すこと。

（理由）世帯主 65 歳以上の単独世帯は 2025 年 815 万世帯から 2050 年 1083 万世帯、認知症患者は 2025 年 471 万人から 2050 年 586 万人へ増加するとの推計がある。悪質商法の標的になりやすい、これらの配慮を要する消費者の被害防止には、地域の実情に応じた実効性ある見守り活動の展開が不可欠である。また、悪質商法は全国どこでも発生するため、全自治体レベルで見守り活動が求められる。

消費者庁では消費者安全確保地域協議会の設置を中心に取り組みを進め、一定数の協議会が設置されていることは評価できる。だが、現段階で未設置の自治体には消費者行政担当事務職員の配置が十分でないなど設置のための環境が整っていない自治体が多く残され、今後一気に増える状況にはないと思われる。また、協議会を設置していても見守り活動を行っていない自治体もあれば、協議会未設置で福祉や防犯・防災の既存の取組にセットした見守り活動を行っている自治体もある。

こうした現状を踏まえて、地域での見守り活動の実施を拡大するために、協議会設置目標とは別に、協議会設置の有無とは切り離して見守り活動自体の実施目標を設定し、実態把握や先進事例の普及に取り組むことを求める。

その際、消費生活協力員・協力団体の自治体の長による委嘱も見守り活動への参加・周知に効果的と考えるので、協議会設置の有無に関わらず実施促進を強化することを求める。

（意見）消費者団体支援の実施を明記すること。

（理由）素案に、消費者団体の「活動の活性化は、消費者行政の推進に当たっても重要」とし、「その自主的な取組が期待され、行政はこうした取組を支援・促進する」とあるが、これは現行計画と同じ記述で、この間、具体的な支援・促進策は実施されていない。支援・促進策の検討の基礎として消費者団体の実態調査を再開し、支援・促進策を実施することを求める。

また、適格団体等ではボランティアな活動への依存状態が限界にきている。加えて推進事業交付金で実施されていた事業が活用期間の終了で失われることによる影響にも直面している。素案では、「適格団体等がその役割を果たし、持続可能に活動していくための新たな方策を検討」と新たに記述されたところではあるが、「新たな措置」を「検討」にとどめることなく、「早期の実施」まで踏み込むことを求める。